

TMBニュース



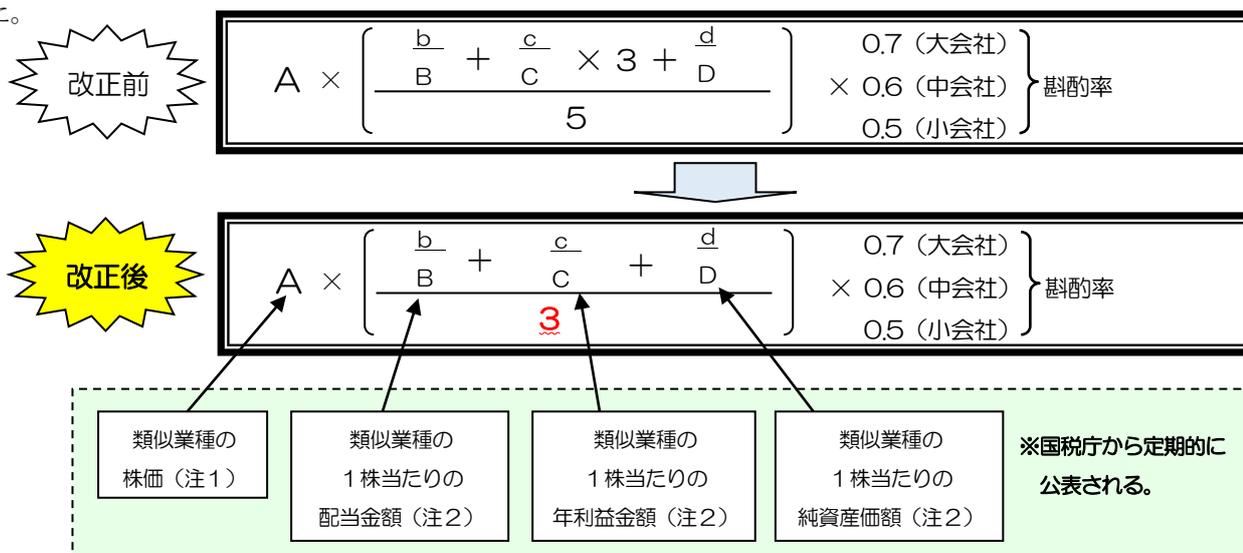
税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 29 年 8 月 4 日 発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 西村 亮祐
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

非上場株式の評価 類似業種比準方式の算式改正

1. 改正の概略

5/16 発行の TMB ニュースでは『非上場株式の評価 会社規模判定の改正 (類似業種比準価額)』をお伝えしましたが、今回は平成 29 年度財産評価基本通達改正で『会社規模判定の改正』と同時に見直しが行われた『類似業種比準方式の算式』の見直し (平成 29 年 1 月 1 日以後の相続・贈与に適用) についてご説明致します。

算式は以下の通りに改正され、『年利益金額』の占める割合が下がり、『純資産価額』の占める割合が上がりました。



(注1) 直近3ヶ月の株価 + 前年平均株価のうち最も低い金額 → **改正後** 課税時期の属する月以前2年間平均を加える

(注2) **改正後** 上場会社の連結決算の数値を基に算定

2. 改正の影響

①年利益金額についての影響

改正では、算式のうちに占める利益の割合が「3/5」から「1/3」に減少しました。これにより、成長過程にある利益の大きな会社などは、改正前に比べ株価が下がり有利となる可能性があります。一方で、従来の退職金支給など特別損失による株価引き下げ方法は、その効果が薄くなることが考えられます。

②純資産価額についての影響

純資産価額については、改正により算式の占める割合が「1/5」から「1/3」に増大しました。よって利益を積み重ねてきた歴史ある内部留保の大きな会社などは、改正前に比べ株価が上昇することとなります。

③類似業種の金額 (算式のうち「A」、「B」、「C」、「D」の金額) の改正の影響

いわゆるアベノミクスの影響もあり、最近の上場会社の業績はアップし、株価は上昇傾向にあります。「A」についての『課税時期の属する月以前2年間平均を加える』改正により、急激な上場株の株価上昇による影響が小さくなったと考えられます。また連結決算を反映させることとなった「B」「C」「D」の改正により、全113業種のうち配当が約69、利益が約93、純資産が約77の業種で数値が増加 (前年比較) しているため、上記算式の分母が大きくなり、比準割合が抑えられる結果となります。ただし、小売業など一部の業種では「B」「C」「D」の数値が減少しているため、注意が必要です。

3. まとめ

この改正により、自社株の評価額が大きく変わった会社のオーナー様も多いのではないのでしょうか。改正前後で株価が2倍近くに上昇した会社もあります。改正後は退職金支給や含み損のある資産の売却などによる対策方法の効果は小さくなるため、組織再編や事業譲渡など、より踏み込んだ対策を検討すべきでしょう。多くの業種は今後しばらく上場株式の株価も微増する傾向にあるため、早期の対策をお勧め致します。まずは株価を算定して現状を把握することが先決です。是非弊社にお声掛け下さい。